

8 利用申込み後の注意事項について

1 申込み内容に変更が生じた場合

変更内容	必要書類
就労の場合	・就労証明書
	・保育所等入所申込書
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
求職活動から就労を開始した場合	・給付認定申請書
	・就労証明書
	・保育所等入所申込書
希望園を変更する場合	・保育所等入所申込書
世帯員の変更の場合	・保育所等入所申込書
	・新世帯員の就労証明書等保育を必要とする事由がわかる書類（P.7 参照）
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
離婚により一方の親が不在になった場合	・保育所等入所申込書
	※次のいずれかの書類が必要 ・児童扶養手当証書の写し ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
離婚調停中で一方の親が不在になった場合	・保育所等入所申込書
	※次のいずれかの書類が必要 ・裁判所より発行される離婚調停中である旨が証明できる書類 ・離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明（公正証書など）
	※認定事由の変更、保育の必要量の変更が伴う場合は次の書類も必要 → ・給付認定申請書
養子縁組を行った場合	・戸籍謄本

※必要な書類はHPからダウンロードすることもできます。必ず子育て支援課の窓口で手続きしてください。

2 利用申込みを取下げする場合

早急に子育て支援課保育担当に連絡をしてください。その際交付済の支給認定証は返還していただきます。教育・保育給付認定も同時に取下げとなります。